

令和8年6月1日からの入院時食事療養費の引き上げについて

今般の光熱費や食材費等の高騰の影響から、厚生労働省より令和8年6月1日から入院時食事療養・居住の費用（入院中の食事代・居住費）に関する改正がありました。

これに伴い、当院でも令和8年6月1日から下記のように変更となります。

ご理解の程、よろしくお願いいたします。

所得区分			食費（1食につき）		居住費（1日につき）	
			令和8年 5月31日まで	令和8年 6月1日から	令和8年 5月31日まで	令和8年 6月1日から
住民税課税世帯			510円 →	550円	370円 →	430円
住民税 非課税世帯	過去 12カ月以内 の入院日数	90日まで	240円 →	270円	370円 →	430円
低所得者Ⅱ		91日以上（※）	190円 →	220円	370円 →	430円
低所得者Ⅰ			110円 →	130円	370円 →	430円
指定難病の患者			300円 →	330円	0円	0円

※ 低所得Ⅱで90日を超える長期入院をしている場合、負担額の変更には役所での申請が必要です。